

「空飛ぶクルマ」の試験飛行等のガイドラインの概要

付録 1

試験飛行等に係るガイドライン

事業者として醸成すべき安全文化及び試験飛行等に必要な書類の作り方を記載

- ① 試験飛行等であっても、**将来の空飛ぶクルマ事業者**としての自覚を持ち、**安全文化の醸成**に努めるべきことを明記
- ② 空飛ぶクルマの試験飛行等において**想定される機体や飛行方法に関する航空法の手続き等**を解説
- ③ 申請者の利便性向上のため、**条文確認表**や**申請書ひな形**（必要事項をあらかじめ記入済）を公開
- ④ **人の立ち入りを確実に制限**でき、地上への影響もないことが確認できる場所でリスクの低い試験飛行等を行う場合は、**申請書の記載の大部分を省略**できることを明記

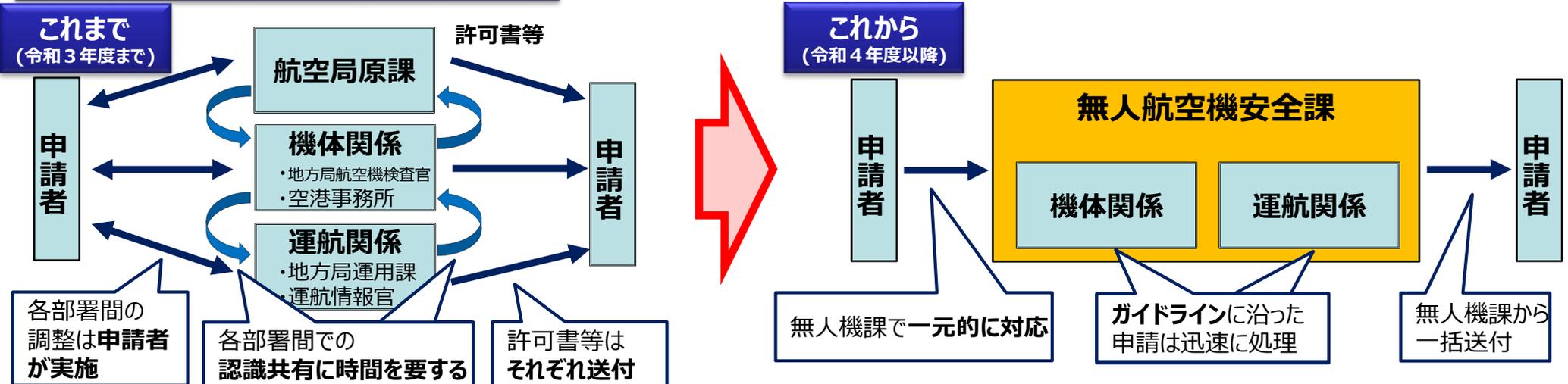
手続きの例

- ・機体に関する許可（法第11条）
- ・操縦者に関する許可
 - 操縦者が乗り組んで操縦するとき（法第28条）
 - 遠隔操縦又は自律飛行であるとき（法第87条）

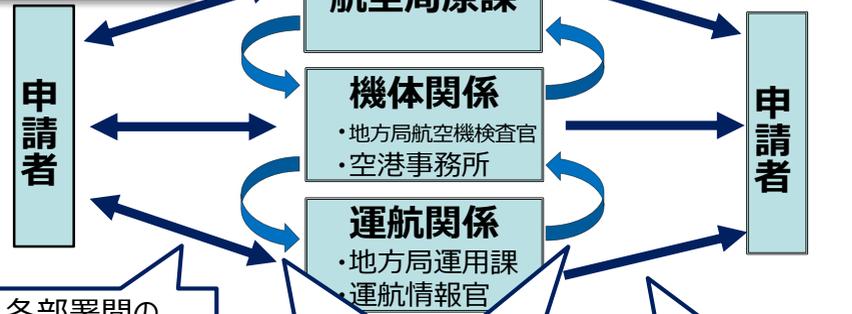
- ・安全のための装置（無線電話等）の非装備の許可（法第60条）
- ・空港等以外の場所での離着陸の許可（法第79条）
- ・最低安全高度以下での飛行の許可（法第81条）
- ・物件投下の届出（法第89条）

申請窓口の一元化・フローの確立

無人航空機安全課で一元的に対応



これまで
(令和3年度まで)



各部署間の調整は申請者が実施

各部署間での認識共有に時間を要する

許可書等はそれぞれ送付

これから
(令和4年度以降)



無人機課で一元的に対応

ガイドラインに沿った申請は迅速に処理

無人機課から一括送付